

むつ横浜風力発電事業に係る
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 8 年 6 月

むつ横浜風力開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	3
別紙 1	25
別紙 2	26
別紙 3	27
別紙 4	29
別紙 5	30
別紙 6	31
別紙 7	32

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書を作成した旨等を公告し、環境影響評価準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネットを利用して公表した。

(1) 公告の日

令和8年4月1日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和8年4月1日（水）東奥日報（朝刊）……………【別紙1参照】
- ・ 令和8年4月1日（水）デーリー東北（朝刊）……………【別紙1参照】

② 地方公共団体の広報誌による公告

下記地方公共団体広報誌に「公告」を掲載した。

- ・ 広報よこはま 令和8年4月号（No. 784）……………【別紙2参照】

③ インターネットによる「お知らせ」

- ・ 日本風力開発株式会社ウェブサイト 令和8年4月1日（水）から掲載……………【別紙3参照】
- また、関係自治体及び県のホームページにおいて、本準備書の縦覧に関する情報が掲載されていた。
- ・ 横浜町のホームページ 令和8年4月3日（金）から掲載……………【別紙4参照】
 - ・ 青森県のホームページ 令和8年4月1日（水）から掲載……………【別紙5参照】

(3) 縦覧場所

自治体庁舎1箇所において縦覧を実施した。また、インターネットを利用した公表を行った。

① 自治体庁舎での縦覧

- ・ 横浜町役場 1階 ホール（青森県上北郡横浜町字寺下 35 番地）

② インターネットを利用した公表

- ・ 日本風力開発株式会社のウェブサイトにおいて令和8年4月1日（水）から掲載……………【別紙3参照】

URL <http://data.jwd.co.jp/info/mutsuyokohama/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和8年4月1日（水）から令和8年5月8日（金）まで（土、日、祝祭日を除く）
- ・ 縦覧時間：午前8時15分から午後5時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

横浜町役場における縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）の合計は0名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は367回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条第 1 項の規定に基づき、環境影響評価準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

……………【別紙 1～別紙 5 参照】

また、対象事業実施区域周辺の横浜町緑町地区、三保野地区、向平地区、松栄地区、向沢地区において、お知らせのチラシを各戸に配布した。……………【別紙 6 参照】

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和 8 年 4 月 19 日（日） 午後 5 時から
- ・開催場所：横浜町ふれあいセンター（青森県上北郡横浜町字三保野 57-8）
- ・来場者数：2 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 5 月 22 日（金）まで（当日消印有効）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置したご意見箱への投函……………【別紙 7 参照】
- ②当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 4 通であった。

そのうち環境の保全の見地からの意見は 35 件、環境の保全の見地以外の意見は 1 件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は35件、環境の保全の見地以外の意見は1件であった。

環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの提出意見並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

表1(1) 環境の保全の見地からの意見1

No	一般の意見	事業者の見解
1	1. 里山の伐採面積と復元計画は。	伐採面積は約7.2haであり、管理用道路及び風車基礎部分を除く部分を緑化します。なお緑化する面積は約1.2haとなり緑化に使用する種子等復元計画の詳細については土地所有者と協議のうえ決定します。
2	2. 農地の影響（風の流れ、土砂流出、水源への影響）	風力発電機は、地上から40m以上の高さで回転するため、農地表面の風の流れは阻害しないものと考えます。本事業では約12.5haの土地改変を行う計画ですが、沈砂池や排水施設の工事を先行させて、降雨時の排水を処理し、流出や水源への影響を防止する計画を検討させていただきます。
3	3. 農地転用が原則認められない第一種農地の対応は	当社グループ会社では、現在まで風力発電機を対象とした第一種農地での農地転用許可を複数の風力発電所で取得しており、本事業においても関係機関と丁寧な協議を実施して農地転用許可を取得したいと考えております。
4	4. 地域への利益の還元の具体的内容は、町財政のプラス効果は	工事等で地元企業からご協力いただく事や、農道・林道等の整備、作業員の滞在に伴う費用、メンテナンス要員としての地元人材の雇用、横浜町への固定資産税の納税土地所有者への賃料支払い等を想定しております。
5	5. 工事車両の通行ルートと安全対策は	工事用資材の運搬は、むつ市方面及び野辺地町方面より一般国道279号を通るルート、及び六ヶ所村方面より一般国道338号及び村道原々種農場弥栄平線を経由するルートを利用する計画です。 また、工事中は定期的に会議等を行い、安全対策の実施を周知徹底いたします。

表 1(2) 環境の保全の見地からの意見 1

No	一般の意見	事業者の見解
6	6. 騒音、低周波、影のちらつきの予測値と乳牛、住民への影響は	本事業の稼働による騒音の増加は 0～3dB と予測され風車騒音指針値内と予測しております。 また、風車の影については、海外のガイドライン指針値を超える可能性がある住居に関しましては、事後調査を実施し実際の影響の有無を確認し、影響が確認された場合は、必要に応じた環境保全措置を検討いたします。 なお、乳牛への影響については、当社グループ会社での牧場内で約 18 年間稼働した実績より影響は出ないものと考えております。
7	7. 風車の倒壊、火災、などのリスク評価は行いましたか	風車の倒壊及び火災等に対応すべく最新の風車設計基準を満たす形で風車の設計を実施していきたいと考えております。また、メンテナンスを実施する事により火災のリスクを減らす事ができると考えており、適切な保守管理を実施して参ります。
8	8. 災害時（地震、台風、停電）の緊急停止手順と責任主体は	責任主体は事業者であるむつ横浜風力開発株式会社が担います。台風や強風時、停電等の異常時には、風力発電機自体が自動停止するよう制御設計されております。併せて、本事業の隣接市町村である六ヶ所村にあるグループ会社のメンテナンス事務所で 24 時間監視しており、異常時には、停止操作もできる体制となっております。 異常発生時には、専門のメンテナンス要員が現地で確認し、運転について安全を確認した上で再開する運用を実施いたします。
9	9. 計画が遅れた、原因と今後の見通しは	方法書時点では、運転開始予定を 2031 年 12 月としておりましたが、関係各所と綿密な調整を実施し、今回の準備書では、2029 年 4 月を予定しております。

表 1(3) 環境の保全の見地からの意見 1

No	一般の意見	事業者の見解
10	10. 先日向平に熊が出没しました、昨年も8頭熊を処分しました。里山の環境がすでに不安定化していることを示しています。そこに大規模工事が入れば熊の行動圏が乱れる可能性が高くなります。 1. 熊の行動圏に与える影響評価は行われたのか	環境影響評価でツキノワグマは重要種（下北半島の地域個体群）としての位置付けになりますが、予測の結果、樹林環境の改変率が 0.85%と小さいことから本事業による生息環境への影響は小さいものと考えております。
11	2. 熊の出没が増えるリスクをどう見ていますか「民家への影響は」	上記の通り熊の生息環境への影響は小さいものと予測しておりますが、熊の出没により民家への影響を出さないよう造成範囲外の不要な改変や伐採をしない、造成範囲外には立ち入らないなど、熊の生息環境への影響を最小限にする事により、事業者として実行可能な範囲で環境保全措置を実施させていただきます。
12	3. 熊による被害が発生した場合、事業者は補償責任を負いますか	熊による被害の原因が風力発電所の建設・稼働によるものと因果関係が認められた際には、事業者であるむつ横浜風力開発株式会社が補償責任を負います。

表 2 環境の保全の見地からの意見 2

No	一般の意見	事業者の見解
13	93page 渡りのルートです。北海道から下北半島を下るルートになります。ブレードの回転面積*9 を飛行する鳥類が丈夫なカーボン樹脂に当たります。渡りは一時期ですので、センサーなどで制御してください。将来問題が重要視されてからの対応では環境の損失が大きいです。	本準備書において、渡り鳥調査結果を踏まえた風力発電機のブレード回転域との重複状況や飛翔高度等を考慮した予測及び評価を行いました。その結果、渡りの時期に一時的な飛翔は想定されるものの、主要なねぐらや餌場の改変を伴わない計画とし、風車基数の削減や風車間に飛翔空間を確保するなどの環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと考えております。 一方で、渡り鳥の飛翔行動には不確実性を伴うことから、風力発電機の稼働開始後に事後調査を実施し、衝突状況等を把握する計画としています。 事後調査の結果影響が著しい場合、専門家の助言を得て、必要に応じた追加的な環境保全措置を検討します。
14	158page 255～261page 菜の花ロードとバイパスの中間点を結ぶ地域になります。住宅は少ないですが、生活圏で人々の往来はあります。秋田の人身事故では長期原因不明になっていますが、それではブレードが恐怖の対象、凶器に見えてしまいます。破片は数百 m 飛散する可能性があります。故障対応や安全策を万全にしてください。	対象事業実施区域周辺は住宅が点在する一方で地域住民の日常的な往来が想定されることから、地域住民の安全の確保を第一として事業を実施いたします。 風力発電設備については、関係法令および技術基準に基づき、ブレードの構造強度や耐久性を考慮した設計を行うとともに、運転開始後は風車メーカー及び事業者のグループ会社が定期点検や保守管理を適切に実施します。また、異常を早期に把握するための監視体制を整備し、異常発生時には速やかな運転停止等の対応を行います。 引き続き、事業の実施および運用段階において安全管理を徹底し、地域の安心確保に努めてまいります。

表 3(1) 環境の保全の見地からの意見 3

No	一般の意見	事業者の見解
15	1. 風力発電事業におけるコウモリ類の影響評価および順応的管理に関する根本的問題 1 コウモリ類は夜間に大量の害虫を捕食し、農業において重要な役割を果たす益獣である。一方で、多くのコウモリ類は通常 1 年に 1～2 仔しか産まず、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加であっても個体群の存続に深刻な影響を及ぼし得る。 しかし、国内の風力発電施設においては、すでに 500 個体以上のコウモリ類の死亡が報告されている（2026 年 5 月時点※1）。しかも、この数字は未踏査エリアの存在、スカベンジャーによる死骸の消失、調査者の見落としを考慮しておらず、実際の影響を過小評価したものである。 さらに重大なのは、事後調査でコウモリ類の死骸が 1 個体以上確認されているにもかかわらず、追加的保全措置を講じることなく「事後調査終了」した事業が大半を占めることである。これは、事後調査が保全措置を発動するための制度ではなく、単なる免責手続として機能していることを示している。これまで風力発電事業によって殺されたコウモリ類の数は、表面化している数を遥かに超える膨大なものであると考えるべきである。 近年のコウモリ類に関する環境影響評価は、「事後調査」と「順応的管理」と称する対応を前提としている。しかし、この枠組みは現実には機能しておらず、これに依拠した評価の信頼性は極めて低い。なぜなら、事後調査結果に基づく影響の程度の判断や追加的保全措置の要否が、専門家の裁量に大きく委ねられている一方で、その判断基準や意思決定過程はほとんど開示されず、第三者による検証が著しく困難だからである。 本来、環境影響評価において問われるべきは、重大な影響を未然に回避できるかどうかである。しかし、現在の「(自称) 順応的管理」の評価手法では、死亡個体の発生を前提とした上で、その後どのような対応を行うかという議論にすり替えられている。これは、影響の回避ではなく損失の事後的容認にほかならず、環境影響評価の本旨に反する。 したがって、コウモリ類については、「死亡が確認された後に対応する」という事後的・順応的管理に依拠した評価を直ちに改めるべきである。現在の制度運用は、死亡個体の発生を前提とし、その結果として生じた損失を事後的に追認しているに過ぎず、環境影響評価の名の下に生物多様性の損失を容認している。 特に、繁殖力が極めて低く、一度失われた個体群の回復が困難なコウモリ類に対して、このような運用を継続することは許されない。死亡が確認されてから判断するのは遅い。失われた命は戻らない。 求められるのは、「どこまで死んだら問題か」を議論することではない。「そもそも殺さない」という原則である。 ノーネットロス (No Net Loss) は努力目標ではなく、最低限守るべき我々の義務であり出発点である。 事後調査を免罪符にしてはならない。順応的管理を先送りの口実にしてはならない。 これ以上、風力発電の名の下にコウモリを犠牲にしてはならない。	事後調査は影響の不確実性に対応する手法の一つとして位置付けており、本事業のコウモリ類の事後調査につきましては、運転開始後の死亡個体の確認状況等を把握し、その結果に応じて専門家意見も踏まえながら必要な環境保全措置を検討いたします。

表 3(2) 環境の保全の見地からの意見 3

No	一般の意見	事業者の見解
15	※1 国内におけるコウモリ類の死亡事例 ・45 個体（4 種、1～32 個体）「風力発電施設でのバットストライク問題、2015、07 までに調べた 6 事業」（平成 29（2017）年、河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22（1））。 ・ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 3 個体、合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」（平成 22（2010）年 6 月、株式会社ジェイウィンド）福島県。 ・ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（平成 30（2018）年、重昆達也ほか、東海自然誌（11））静岡県。 ・ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30（2018）年 10 月、株式会社ジェイウィンド）青森県。 ・コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31（2019）年 4 月、岩手県）岩手県。 ・コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31（2019）年 4 月、株式会社ジェイウィンド上ノ国）北海道。 ・ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元（2019）年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県。 ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（令和 2（2020）年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道。 ・ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第 2 回）」（令和 2（2020）年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県。 ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属（フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ）1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」（令和 2（2020）年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県。 ・ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業 事後調査報告書」（令和 2（2020）年 10 月、コスモエコパワー株式会社）岩手県。 ・ヒナコウモリ 2 個体「（仮称）新むつ小川原ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書（公開版）」（令和 3（2021）年 3 月、コスモエコパワー株式会社）青森県。 ・ヒナコウモリ 1 個体「（仮称）新岩屋ウィンドパーク事業 環境影響評価準備書（公開版）」（令和 3（2021）年 3 月、コスモエコパワー株式会社）青森県。 ・ヒナコウモリ科 2 個体「ユーラス大豊ウィンドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」（令和 3（2021）年 5 月、合同会社ユーラス大豊風力）高知県。 ・ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書（公開版）」（令和 3（2021）年 3 月、株式会社 A-WINDENERGY）秋田県。 ・クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 4 個体「せたな大里ウィンドファーム 環境影響評価報告書」（令和 3（2021）年 8 月、株式会社ジェイウィンドせたな）北海道。 ・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」（令和 3（2021）年 8 月、掛川風力開発株式会社）静岡県。 ・ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウィンドファーム環境影響評価報告書」（令和 3（2021）年 10 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス）宮城県。 ・ヒナコウモリ科 1 個体「（仮称）八竜風力発電所更新事業に係る環境影響評価準備書」（令和 3（2021）年 10 月、株式会社エムウインズ八竜）秋田県。 ・ヤマコウモリ 1 個体「JRE 酒田風力発電所更新計画 環境影響評価準備書」（令和 4（2022）年 1 月、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社）山形県。 ・ヒナコウモリ 2 個体「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」（令和 4（2022）年 2 月、幌延風力発電株式会社）北海道。 ・ヒナコウモリ 17 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、合計 25 個体「ユーラス東由利原ウィンドファーム環境影響評価報告書 [公開版]」（令和 4（2022）年 2 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県。 ・ヒナコウモリ 42 個体、ヤマコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 2 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 58 個体「ユーラス由利高原ウィンドファーム [公開版]」（令和 4（2022）年 2 月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県。 ・アブラコウモリ 4 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 9 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 18 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書（供用 2 年目の調査結果）」（令和 4（2022）年 6 月、株式会社 A-WINDENERGY）秋田県。 ・ヒナコウモリ 12 個体、モモジロコウモリ 5 個体、ユビナガコウモリ 3 個体、ヤマコウモリ 2 個体、コテングコウモリ 1 個体、コキクガシラコウモリ 1 個体、コウモリ目的一种 10 個体、合計 35 個体「秋田潟上ウィンドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」（令和 4（2022）年 12 月、秋田潟上ウィンドファーム合同会社）秋田県。 ・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 2 個体「（仮称）新浜田ウィンドファーム発電事業環境影響評価準備書」（令和 5（2023）年 1 月、株式会社グリーンパワーインベストメント）広島県、島根県。 ・ヒナコウモリ 1 個体「六ヶ所村風力発電所リブレース事業環境影響評価準備書」（令和 5（2023）年 2 月、日本風力開発株式会社）青森県。 ・アブラコウモリ 2 個体、コヤマコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 2 個体、コウモリ類 1 個体、合計 8 個体「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」（令和 5（2023）年 3 月、八峰風力開発株式会社）秋田県。	

表 3(2) 環境の保全の見地からの意見 3

No	一般の意見	事業者の見解
15	・アブラコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 6 個体「若美風力発電所 環境影響評価報告書」(令和 5 (2023) 年 7 月, 若美風力開発株式会社) 秋田県. ・コウモリ類 1 個体 (浮体式洋上風力発電設備 (ふくしま未来) 設置実証研究事業及び浮体式洋上超大型風力発電機 設置実証事業環境影響評価報告書) (令和 3 (2021) 年 10 月, 経済産業省資源エネルギー庁) 福島県. ・アブラコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 1 個体、合計 6 個体「上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価報告書」(令和 5 (2023) 年 6 月, 株式会社大林クリーンエナジー) 青森県. ・コヤマコウモリ 7 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 12 個体「(仮称) 松前北部風力発電事業 ((現) リエネ松前風力発電所) 環境影響評価報告書」(令和 5 (2023) 年 11 月, 松前ウィンドファーム合同会社) 北海道. ・アブラコウモリ 16 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 10 個体、種不明コウモリ 1 個体、合計 29 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る事後調査報告書」(令和 6 (2024) 年 3 月, 東北電力株式会社) 秋田県. ・アブラコウモリ 1 個体、アブラコウモリ属 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 6 個体「(仮称) 野辺地風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」(令和 6 (2024) 年 4 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 青森県. ・アブラコウモリ属 4 個体、ヒナコウモリ 4 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、合計 9 個体「JRE 鶴岡八森山風力発電所 環境影響評価報告書」(令和 6 (2024) 年 4 月, 合同会社 JRE 鶴岡八森山 (代表社員 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社)) 山形県. ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 5 個体「中里風力発電所 環境影響評価報告書」(令和 6 (2024) 年 7 月, 中里風力合同会社) 青森県. ・ヒナコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 2 個体「北野沢風力発電事業更新計画 環境影響評価準備書」(令和 6 (2024) 年 8 月, 合同会社ユーラスエナジー北野沢) 青森県. ・ヤマコウモリ 1 個体「野辺地陸奥湾風力発電所 環境影響評価報告書」(令和 6 (2024) 年 11 月, 野辺地風力開発株式会社) 青森県. ・ヒナコウモリ 4 個体、ヒナコウモリ属 2 個体、合計 6 個体「伊達風力発電事業拡張計画 環境影響評価報告書 (公開版)」(令和 7 (2025) 年 4 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 北海道. ・モリアブラコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 3 個体、ヒナコウモリ 45 個体、ヤマコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、合計 59 個体「(仮称) 新郡山布引高原風力発電事業 環境影響評価準備書 (公開版)」(令和 7 (2025) 年 5 月, 株式会社ジェイウィンド) 福島県. ・ヒナコウモリ 55 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、コテングコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 4 個体、合計 62 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書 (追加調査と環境保全措置の実施結果)」(令和 7 (2025) 年 3 月, 岩手県) 岩手県. ・ヒナコウモリ 1 個体「せたな大里ウィンドファーム 環境影響評価報告書 (その 2)」(令和 7 (2025) 年 8 月, 株式会社ジェイウィンドせたな) 北海道. ・クロオホヒゲコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 7 個体、ヒナコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ科の一種 1 個体、合計 12 個体「六ヶ所村千歳風力発電事業 環境影響評価報告書」(令和 7 (2025) 年 8 月, 千歳風力開発株式会社) 青森県. ・モリアブラコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 3 個体、クロオオアブラコウモリ 1 個体、コヤマコウモリ 3 個体、ヤマコウモリ 13 個体、ヒナコウモリ 27 個体、種不明コウモリ 1 個体、合計 50 個体「ウィンドファームつがる風力発電事業 環境影響評価報告書」(令和 7 (2025) 年 9 月, グリーンパワーつがる合同会社) 青森県. ・ヒナコウモリ科の一種 1 個体「石狩湾新港洋上風力発電所 環境影響評価報告書」(令和 7 (2025) 年 10 月, 合同会社グリーンパワー石狩) 北海道. ・モリアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 7 個体、合計 8 個体「ユーラス三大明神ウィンドファーム 環境影響評価報告書」(令和 8 (2026) 年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 福島県.	

表 3(3) 環境の保全の見地からの意見

No	一般の意見	事業者の見解
16	2. 風力発電事業におけるコウモリ類の影響評価および順応的管理に関する根本的問題 2 上述のとおり、近年のコウモリ類に関する環境影響評価は、事後調査および順応的管理による対応を前提としている。しかし、この枠組みは現実には機能しておらず、これに依拠した評価の信頼性は著しく低い。 例えば、国内の複数の風力発電事業において、事後調査によりコウモリ類の死亡個体が確認された後も、 ・ 運転条件の見直しが実施されない ・ 具体的な追加的保全措置が講じられないまま長期間放置される といった事例が多数確認されている。 また、準備書には「環境影響が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導助言を受けたうえで、環境保全措置等を検討する。」と記載されていながら、実際には死骸が確認されても何ら対応がなされず、そのまま事後調査が終了している事業も存在する※2。 これは、事後調査が本来果たすべき「影響の把握と迅速な是正措置の実施」という役割を果たしておらず、単に事業継続を正当化するための形式的手続に堕していることを意味する。 そもそも、「環境影響が著しいことが明らかとなった場合」という表現自体が極めて曖昧であり、何ををもって環境影響が著しいと判断するのか、その判断主体は誰か、いつまでに何を実施するのが全く明示されていない。 さらに、死亡数等に関する定量的閾値も設定されておらず、閾値超過時に義務的に実施される保全措置も制度上担保されていない。このような不透明な運用では、追加的保全措置が実施される保証はなく、事業者都合よく先送りされるだけである。 以上の実態を踏まえると、現在の事後調査に基づく対応は、 ・ 追加的保全措置の実施の確実性 ・ 追加的保全措置の対応の迅速性 ・ 追加的保全措置の効果の担保 のいずれの点においても著しく不十分であり、影響の未然防止を担保する仕組みとは到底言えない。 「死んでから考える」という現在の運用は、回復困難な生物多様性の損失を前提とするものであり、環境影響評価の理念そのものを否定するものである。 このような不適切な事業に対して、国民は再生可能エネルギー賦課金という形で継続的に費用を負担している。十分な環境配慮を欠き、希少な生物を犠牲にしながら、実効性のない事後対応で責任を曖昧にする事業に対し、国民負担による支援を継続することは制度的正当性を欠く。 再生可能エネルギーの推進は、本来、環境保全と両立して初めて社会的正当性を持つものである。生物多様性の損失を前提とした事業は、その前提を欠いており、再エネ政策の理念そのものを損なうものである。	事後調査結果に基づく判断の透明性を確保するため、評価の観点を整理したうえで運用します。具体的には、本事業のコウモリ類の事後調査によりコウモリ類の死亡個体の確認状況等を把握し、専門家の意見も踏まえながら必要な環境保全措置を検討いたします。

表 3(4) 環境の保全の見地からの意見

No	一般の意見	事業者の見解
16	※2(事後調査でコウモリの死骸が確認されたが、追加的保全措置をせずに事後調査を終了した事業) 「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成 22 (2010) 年 6 月, 株式会社ジェイウィンド, 委託先: 株式会社ジェイベック) 「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 (2018) 年 10 月, 株式会社ジェイウィンド, 委託先: 株式会社ジェイベック) P. 37 「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(令和 2 (2020) 年 2 月, コスモエコパワー株式会社, 委託先: 記載なし) 「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書 (第 2 回)」(令和 2 (2020) 年 4 月, 風の松原自然エネルギー株式会社, 委託先: 東北緑化環境保全株式会社) 「姫神ウィンドパーク事業 事後調査報告書」(令和 2 (2020) 年 10 月, コスモエコパワー株式会社, 委託先: 日本気象協会) 「ユーラス大豊ウィンドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 (2021) 年 5 月, 合同会社ユーラス大豊風力, 委託先: 株式会社東京久栄) 「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書 (公開版)」(令和 3 (2021) 年 3 月, 株式会社 A-WINDENERGY, 委託先: エヌエス環境株式会社) 「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 (2021) 年 8 月, 掛川風力開発株式会社, 委託先: 日本気象協会) 「ユーラス石巻ウィンドファーム環境影響評価報告書」(令和 3 (2021) 年 10 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス, 委託先: アジア航測株式会社) P. 84 「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書 (供用 2 年目の調査結果)」(令和 4 (2022) 年 6 月, 株式会社 A-WINDENERGY, 委託先: エヌエス環境株式会社) P. 67 「秋田潟上ウィンドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 4 (2022) 年 12 月, 秋田潟上ウィンドファーム合同会社, 委託先: 株式会社自然科学調査事務所) …アメリカの事例と比較 P. 132, P. 390 「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」(令和 5 (2023) 年 3 月, 八峰風力開発株式会社, 委託先: 日本気象協会) …福島の実例と比較 P. 159, P. 160 「若美風力発電所 環境影響評価報告書」(令和 5 (2023) 年 7 月, 若美風力開発株式会社, 委託先: 日本気象協会) 「上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価報告書」(令和 5 (2023) 年 6 月, 株式会社大林クリーンエナジー, 委託先: 株式会社東洋設計) 「中里風力発電所 環境影響評価報告書」(令和 6 (2024) 年 7 月, 中里風力合同会社, 委託先: 日本気象協会) …準備書見解では地域個体群について言及 「野辺地陸奥湾風力発電所 環境影響評価報告書」(令和 6 (2024) 年 11 月, 野辺地風力開発株式会社, 委託先: 日本気象協会) 「伊達風力発電事業拡張計画 環境影響評価報告書 (公開版)」(令和 7 (2025) 年 4 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス, 委託先: 記載なし) 「せたな大里ウィンドファーム 環境影響評価報告書 (その 2)」(令和 7 (2025) 年 8 月, 株式会社ジェイウィンドせたな, 委託先: アジア航測株式会社)	
17	3. 本事業におけるコウモリ類の事後調査に関する問題 1 本事業におけるコウモリ類の事後調査は、その前提となる死骸探索調査の方法自体に重大な欠陥があり、実際の死亡数を著しく過小評価するおそれが極めて高い。 第一に、死骸探索の調査頻度が著しく不十分である。 コウモリ類の死骸は小型で目立ちにくく、地表に落下した後、キツネ、テン、カラス等のスカベンジャー（死骸捕食者）によって短期間のうちに持ち去られることが広く知られている。特に夏季は高温多湿の影響により腐敗も早く、死骸の残存期間はさらに短くなる。 国内外の調査では、コウモリ類の死骸は平均 2 日前後で消失し、3 日以内に大半が持ち去られることが報告されている。また、英国の公的自然保護機関である NatureScot 等のガイドラインでは、週 1 回のような長い調査間隔は推奨されておらず、スカベンジャーによる持ち去り率が高い地点では毎日の調査が必要とされている。 このため、週 1 回程度の巡視では、多くの死骸が調査前に消失し、実際には死亡していても「死亡していない」と扱われる危険性が極めて高い。すなわち、週 1 回の調査頻度では、死亡数の把握そのものが成立しない。 したがって、本事業におけるコウモリ類の死骸探索調査は、週 1 回ではなく、原則として毎日実施し、少なくとも週 3 回以上を最低基準とすべきである。	本事業の死骸探索調査の実施について、1 週間に 1 回程度行う予定です。必要に応じて死骸の残存（消失）状況の把握等を行い、その結果を踏まえて調査頻度の見直しや補足調査を検討し、実態に即した影響把握に努めます。

表 3(5) 環境の保全の見地からの意見 3

No	一般の意見	事業者の見解
18	4. 本事業におけるコウモリ類の事後調査に関する問題 2 第二に、人の目視のみに依存する調査は著しく低精度である。 コウモリ類の死骸は小型で発見が困難であり、落葉や下草に埋もれやすく、地形や植生の影響も受けやすいため、人の目視のみによる探索では発見率に大きな限界があることが知られている。特に森林に隣接した風力発電施設では、死骸が視認しにくく、探索者による見落としが発生しやすい。 このため、海外では訓練された探索犬（カーカス・ディテクション・ドッグ）を用いた死骸探索が広く導入されており、人による探索よりも高い発見率が報告されている。探索犬は小型の死骸や植生に隠れた個体の発見に優れており、死骸探索の精度向上において極めて有効な手法である。 したがって、本事業におけるコウモリ類の死骸探索調査は、調査員や保守管理作業員の経験や能力のみに依存するのではなく、探索犬を活用した高精度な死骸探索体制を構築しなければならない。 死亡数を過小評価する調査に基づいて「影響は軽微である」と結論づけることは、科学的にも制度的にも到底許されない。	コウモリ類の死骸は小型で視認性が低く、地形や植生の状況等によつては目視による探索に限界が生じ得ることから、調査員の訓練や調査方法の工夫により、可能な限り発見率の確保に努めます。 また現在国内において訓練された探索犬の知見がない為、現状は調査員による調査が現実的な手法になると考えており、探索犬等の高度手法につきましては今後の参考とさせていただきます。
19	5. 本事業におけるコウモリ類の事後調査に関する問題 3 第三に、調査範囲の設定が環境省の技術的指針と整合していない。 本事業では、死骸探索の調査範囲を「風力発電機のブレードの長さの 2 倍（ロータ径）を半径とする円を地上に投影した範囲」としている。 しかし、環境省『鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き』（平成 27 年）P3-98 では、死骸探索範囲について、「地上からブレード先端までの長さを調査半径とする」ことが示されている。 これは、ブレードの回転半径のみではなく、タワー高を含めた落下可能範囲全体を考慮する必要があることを意味している。実際には、死亡したコウモリ類は風況、衝突位置、気流等の影響により、ブレード直下よりも広範囲に飛散・落下することがある。 したがって、「ブレード長の 2 倍」という独自設定は、環境省の手引きが求める調査範囲よりも狭く、未踏査区域を意図的に生じさせることで死亡数を過小評価する危険性を内在している。 少なくとも、公的指針に優先してこの独自設定を採用する合理的根拠を明示しない限り、死亡個体の過小評価を招くおそれは否定できない。	事後調査の死骸探索範囲については、準備書においてはブレード長の 2 倍（117m）を半径とする範囲としておりましたが、ご意見を踏まえ、地上からブレード先端までの長さ（158.5m）を半径とする範囲に見直します。 これにより、死骸の落下分布のばらつきにも配慮した、より実態に即した影響把握に努めてまいります。

表 3(6) 環境の保全の見地からの意見 3

No	一般の意見	事業者の見解
20	6. 本事業におけるコウモリ類の事後調査に関する問題 4 このように、 ・死骸が消失する前提を無視した低頻度調査 ・人の目視のみに依存し、探索犬等を活用しない低精度な探索体制 ・落下範囲を十分に反映しない過小な調査範囲設定 という三重の過小評価構造のもとでは、事後調査によって得られる死亡数は、実態を大きく下回るものにならざるを得ない。 その結果、「死亡数が少ないから影響は軽微である」という結論が導かれるのであれば、それは科学的評価ではなく、調査設計によって作られた見かけ上の安全性に過ぎない。 死亡数を過小評価する調査に基づいて順応的管理を語ることは、保全措置の判断を誤らせ、生物多様性の損失を不可逆的に拡大させる。 特にコウモリ類は繁殖力が極めて低く、通常 1 年に 1～2 仔しか産まないため、わずかな追加死亡であっても個体群全体に深刻な影響を及ぼし得る。このような種に対して、「見つからなかったから問題ない」という前提で事業を継続することは、環境影響評価として到底容認できない。 事後調査は、影響を過小評価するための装置であってはならない。少なくとも、調査頻度については原則として毎日、最低でも週 3 回以上を基準とし、調査範囲については環境省『鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き』に基づき、「地上からブレード先端までの長さ」を半径とする範囲を確保すべきである。 さらに、人の目視のみに依存するのではなく、探索犬（カーカス・ディテクション・ドッグ）を活用した高精度な探索体制を導入し、死骸発見率そのものを向上させなければならない。 スカベンジャーによる持ち去り率、探索者の見落とし率、未踏査区域の存在を十分に補正しない限り、死亡数評価に科学的妥当性はなく、それを前提とした順応的管理もまた成立しない。直ちに、より保守的かつ科学的に妥当な調査設計へ見直すべきである。	本事業におけるコウモリ類の事後調査では調査手法の工夫や必要に応じた見直し等により、可能な限り実態に即した影響把握に努め、また専門家のヒアリングを踏まえ必要な環境保全措置を検討いたします。

表 3(7) 環境の保全の見地からの意見 3

No	一般の意見	事業者の見解
21	7. バットストライク調査フローの不備（傷病個体への対応が未記載） 本事業におけるバットストライク調査フローには、衝突後に即死していない傷病個体（瀕死個体・負傷個体）への対応が明確に記載されておらず、重大な不備がある。 風力発電施設におけるバットストライクは、必ずしも即死個体のみを生じさせるものではない。ブレードとの接触や気圧変化（パロトラウマ）によって、外見上大きな損傷がなくても、内出血、骨折、飛翔不能、衰弱等を生じた個体が発生することが知られている。これらの個体は、その場で死亡せず、一時的に地表や周辺植生内に留まった後に死亡する場合や、調査範囲外へ移動して死亡する場合がある。 特に、希少種や保護対象種においては、傷病個体の放置は追加的死亡を招くだけでなく、種の保全上重大な損失となる。にもかかわらず、その対応手順が未整備であることは、環境保全措置として看過できない欠陥である。 したがって、本事業におけるバットストライク調査フローには、少なくとも以下の事項を明確に位置付けるべきである。 ・ 傷病個体（瀕死個体・負傷個体）を発見した場合の即時対応手順 ・ 保護、収容及び専門機関（自治体、野生鳥獣保護機関、専門家等）への速やかな連絡体制 ・ 傷病個体の発生を追加的保全措置の発動要件に含めること 事後調査は、単なる死骸確認作業ではなく、発生した影響を漏れなく把握し、迅速に保全措置へ結び付ける制度でなければならない。傷病個体対応が欠落した調査フローは、その前提を欠いており、直ちに見直されるべきである。	準備書に記載の通り、傷病個体を確認した際は、関係機関へ連絡し、傷病個体の救命への協力を行います。 また傷病個体が確認された場合の初動（安全確保、記録、関係機関への連絡等）を調査フローに位置付け、追加措置検討の材料として扱います。
22	8. フェザリング運用の位置付け コウモリ類は低風速時に飛翔することが多いことが知られている。したがって、機種仕様上のカットイン風速未満においては、ブレードを回転させないフェザリング運用を標準的な措置として位置付けるとともに、これを予測評価の前提条件として明示する必要がある。 しかし、既存の調査では、コウモリ類は低風速時に飛翔する傾向がある一方で、カットイン風速以上においても飛翔し、バットストライクが発生していることが確認されている。したがって、単に「カットイン風速未満にフェザリングを実施する」と記載するだけでは、保全措置としては極めて不十分である。 フェザリング運用は本来、事後調査の結果を見てから導入を検討するものではなく、死亡リスクが予見される以上、事前に実施を前提として設計されるべき措置である。「死骸が確認されたら考える」という姿勢は、既に犠牲を容認する考え方であり、予防原則にもノーネットロスの理念にも反する。曖昧な記載のまま事業を進めることは、環境影響評価の名を借りた責任回避にほかならない。	カットイン風速以下では、ブレードはほとんど回転しない仕様となっております。 事後調査により死亡個体の確認状況等を把握し、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を検討いたします。

表 3() 環境の保全の見地からの意見 3

No	一般の意見	事業者の見解
23	9. スマートカーテイルメント導入の必然性 1 近年、鳥類に対する影響低減措置として、国内においても運転制御（カーテイルメント）が実際に導入されている※3。これはすなわち、我が国において、環境配慮の一環として風力発電設備の運転を制御することが、もはや「理想論」ではなく、技術的にも経済的にも十分実施可能な現実的措置であることを示している。 にもかかわらず、コウモリ類に対しては、いまだに「事後調査で様子を見る」「必要に応じて検討する」といった曖昧で責任の伴わない対応が繰り返されている。この姿勢は明らかに時代遅れであり、保全措置を先送りするための口実に過ぎない。 コウモリ類については、低風速時の運転制御（カットイン風速の引き上げ等）によって死亡率が大幅に低減されることが、海外の多数の研究によって既に繰り返し示されている※4。現在では、こうした運転制御は国際的にも標準的な保全措置として位置付けられており、「知らなかった」「前例がない」という言い訳は通用しない。 さらに近年では、DTBat、AudioBat、Minsait 社の BatMonitor のように、気象条件だけでなく、実際のコウモリの飛翔状況をリアルタイムで検知・予測し、必要な時間帯だけ自動的に運転制御を行う、いわゆるスマートカーテイルメントが実用化されている。これにより、発電ロスを最小限に抑えながら高い保全効果を確保することが可能となっている。 事業者はしばしば「できる限りの保全措置を講じる」と説明する。しかし、本当にそう言うのであれば、なぜ既に技術的に確立され、国際的に標準化されつつあるスマートカーテイルメントを前提にしないのか。その説明責任は事業者側にある。 「発電への影響があるから」「費用がかかるから」という理由で導入を回避するのであれば、それは結局のところ、生物多様性の損失を事業コストの外部化によって成立させているに過ぎない。そのような事業に、再生可能エネルギーとしての社会的正当性はない。社会的正当性のない事業に対し、国民負担による支援が正当化される余地はない。再生可能エネルギーの推進は本来、環境保全と両立して初めて社会的正当性を持つものであり、生物多様性の損失を前提とした事業に再エネ賦課金を支払う価値はない。 したがって、本事業においては、コウモリ類の保全と風力発電事業の両立を図る観点から、DTBat、AudioBat、Minsait 等のスマートカーテイルメントの導入を前提とした保全措置を基本方針として明確に位置付けるべきである。これを採用しないのであれば、その合理的根拠を具体的かつ定量的に説明しなければならない。もはや「検討する」だけでは許されない段階に来ている。 ※3： 「浜里ウィンドファーム」の日中の運転停止について https://www.eurus-energy.com/news/2026/20260205-2624.html 「ユーラス常呂能取ウィンドファーム」の一部運転停止について https://www.eurus-energy.com/news/2026/20260403-2650.html 「風力発電事業でパードストライク対策 国内初 自動検知で運転停止 白神ウィンド社」 https://www.hokuu.co.jp/?p=35969 ※4 「DTBat」 https://www.dtbird.com/en/ 「AudioBat」 https://www.biodiv-wind.com/audiobat/?utm_source=chatgpt.com 「Minsait 社は、BatMonitor システムにより風力発電所におけるコウモリの死亡率を 85%削減する」 https://www.democrata.es/en/defense/minsait-reduces-bat-mortality-by-85-in-wind-farms-with-its-batmonitor-system/	コウモリ類について、運転制御を実施する事例が国内に無い為、コウモリ類の事後調査の結果や専門家へのヒアリングを踏まえながら必要に応じて環境保全措置を検討させていただきます。

表 3(9) 環境の保全の見地からの意見 3

No	一般の意見	事業者の見解
24	10. スマートカーテイルメント導入の必然性 2 コウモリ類は低風速時に飛翔する傾向がある一方で、カットイン風速以上においても継続的に飛翔し、バットストライクが発生していることが確認されている。したがって、単に「3m/s 以下のみ停止する」という一律的な対応だけでは不十分であり、風力発電施設におけるバットストライクを実効的に回避するためには、コウモリ類の活動に応じた動的制御、すなわちスマートカーテイルメントを前提としなければならない。 コウモリ類の活動量は、風速だけで決まるものではない。季節、気温、湿度、降雨、気圧、月齢、日没からの時間経過、渡りの時期、繁殖期の行動変化など、複数の環境要因が複雑に作用して大きく変動する。そのため、「風速〇m/s 以下なら停止」といった単純なルールでは、必要以上の発電ロスを招くか、あるいは保全効果が不十分となるかのどちらかに陥りやすい。 にもかかわらず、多くの事業では未だに単純なカットイン風速未満のフェザリングだけが採用され、実際のコウモリ活動を把握した上で制御するという発想が欠落している。これは、既に利用可能な技術を無視し、結果として不要な死亡を容認しているに等しい。 バットストライクの予防に必要なのは、コウモリ類の活動状況をリアルタイムで検知・予測し、その状況に応じて必要な時間帯のみ運転を制御する仕組みである。これにより、保全効果を最大化しつつ、発電ロスを最小限に抑えることが可能となる。 実際に、海外ではDTBat、TIMR、AudioBat 等のスマートカーテイルメントが導入されており、コウモリ類の死亡率を大幅に低減しながら、事業性との両立を実現している。もはやこれは先進的な試みではなく、合理的な事業運営における当然の選択肢である。 したがって、これらのスマートカーテイルメントは、追加的・任意的な措置ではなく、コウモリ類の保全措置を達成するための基本的手法として位置付けるべきである。これを採用せずに「十分な保全措置を講じている」と主張することは、科学的にも社会的にも到底認められない。事業者が本当にノーネットロスを目指すのであれば、スマートカーテイルメントの導入を前提とした事業設計を行う以外にない。	事後調査の結果を踏まえ、専門家へのヒアリングを実施し、必要に応じ環境保全措置を検討させていただきま す。

表 3(10) 環境の保全の見地からの意見 3

No	一般の意見	事業者の見解
25	11. スマートカーテイルメント導入の必然性 3 事業者は「DTBat、TIMR、AudioBat 等のスマートカーテイルメントについては、国内における導入事例や適用実績が限定的であり、対象地域における有効性、技術的適用性、維持管理面、経済性等について慎重な検討が必要である。そのため、現時点においてこれらのシステムの導入を一律に前提とすることは考えていないが、今後の調査結果や最新の知見、専門家の助言を踏まえ、必要に応じてフェザリング運用や運転制御を含む追加的な環境保全措置について検討していく。」などと説明することが予想される。 しかし、この「現時点においてスマートカーテイルメントの導入を一律に前提とすることは考えていない」という見解は、コウモリ類の保全に必要な予防的措置の考え方を根本的に欠いており、環境影響評価として極めて不十分である。 事業者自身も認識しているとおり、コウモリ類は低風速時のみならず、カットイン風速以上においても飛翔し、活動量は風速だけでなく、気温、季節、降雨、日没後経過時間等の複合的要因によって大きく変動する。すなわち、固定的なフェザリングのみでは衝突リスクを十分に低減できないことは明らかである。それにもかかわらず、なお従来型の一律的な対応に固執することは、既知のリスクを放置することに等しい。 その上で、「国内における導入事例が限定的」であることを理由に導入を先送りすることは、環境保全措置を講じない理由には全くなならない。国内に前例が少ないのは、導入が遅れているという事実を示すに過ぎず、不採用の合理的根拠にはならない。むしろ、海外において DTBat、TIMR、AudioBat 等のスマートカーテイルメントが既に実用化され、死亡率の大幅な低減効果が示されている以上、それを前提に技術的適用性を検討することこそが事業者の責務である。 また、「事後結果を踏まえて検討する」という説明も極めて問題である。事後調査段階では、抜本的な保全措置を新たに導入する余地は著しく限定される。つまり、その段階で検討すると言いながら、実際には導入しないための逃げ道を残しているに過ぎない。 準備書段階でスマートカーテイルメントの導入方針を示さず、事後的判断に委ねることは、これまで繰り返されてきた「必要に応じて対応する」という名目上の順応的管理そのものであり、実効性を欠く。現実には、死骸が確認されても追加措置が講じられず、そのまま事後調査が終了する事例が多数存在している。この失敗した仕組みを再び繰り返すことは到底容認できない。 特にコウモリ類は繁殖率が極めて低く、死亡個体の発生を事後的に補填することはほぼ不可能である。したがって、「死亡が確認されてから対応する」という発想自体が不適切であり、回復不能な損失を前提とした評価は環境影響評価の理念に反する。求められるのは、「ノーネットロス(実質的損失ゼロ)」を目標とする予防原則に立った評価である。 さらに、このような不十分な保全措置しか講じない事業に対して、国民は再生可能エネルギー賦課金という形で継続的に費用を負担している。十分な環境配慮を欠き、生物多様性の損失を容認しながら、そのコストを社会全体に転嫁する事業に公共的な正当性はない。再生可能エネルギーは、環境を破壊してまで推進されるものではなく、保全と両立して初めて支持されるものである。 以上より、スマートカーテイルメントを必要に応じて検討する対象と位置付けるのではなく、準備書段階から導入を前提とした事業設計および事業計画を明示すべきである。これを欠いた環境影響評価は、コウモリ類保全の観点から成立しているとは到底いえない。	事後調査の結果を踏まえ、専門家へのヒアリングを実施し、必要に応じ環境保全措置を検討させていただきま

表 3(11) 環境の保全の見地からの意見 3

No	一般の意見	事業者の見解
26	12. スマートカーテイルメント導入の必然性 4 海外で既に導入されている DTBat、TIMR、AudioBat 等のスマートカーテイルメントは、コウモリ類の保全措置を達成するための基本的手法として位置付けるべきである。 これらの検知・予測型システムを前提としない場合、保全措置は一律的な運用に依存せざるを得ず、その結果として、以下のいずれかの帰結を招くこととなる。 ・発電ロスの過大化（全期間を通じたカットイン風速の引き上げ等）による事業性の著しい低下 ・影響低減の不十分（コウモリ類の大量死の発生）による社会的信用の毀損 すなわち、スマートカーテイルメントを採用しないという選択は、「発電を守る代わりにコウモリを犠牲にする」か、「コウモリを守るために事業性を大きく損なう」かの二者択一を放置することであり、合理的な事業設計とは到底いえない。 一方、DTBat、TIMR、AudioBat 等を用いたリアルタイム制御は、必要な時間帯のみを選択的に停止させることで、保全効果と発電効率の両立を可能にする。これは環境保全措置であると同時に、事業の持続可能性を担保する経営判断でもある。 したがって、これらのスマートカーテイルメントについては、「導入するかどうか」を議論する段階ではなく、その導入を前提として、どのように適用するかを具体的に検討すべき段階にある。準備書段階においては、導入方針を明確に示し、具体的な適用方法を記載しなければならない。 導入を回避しながら「できる限りの保全措置を講じる」と説明することは許されない。技術的に可能であり、国際的にも標準化されつつある措置を採用しないのであれば、その合理的根拠を事業者自らが明確に説明すべきである。	事後調査の結果を踏まえ、専門家へのヒアリングを実施し、必要に応じ環境保全措置を検討させていただきます。
27	13. 評価成立条件およびスマートカーテイルメント目標水準 繰り返すが、コウモリ類は一般に繁殖率が極めて低く、多くの種では年 1 回、1 仔程度しか出産しない。このため、死亡の発生を前提とした管理手法では個体群への影響が累積しやすく、一度失われた個体を短期間で回復させることは極めて困難である。 したがって、コウモリ類については「ある程度死んでも後で対応する」という発想自体が不適切であり、「ノーネットロス（実質的損失ゼロ）」を明確な目標として設定しなければならない。 また、コウモリ類の活動は、風速、気温、湿度、時間帯、季節、降雨、地形条件等に強く依存しており、衝突リスクはこれらの条件に応じて大きく変動する。「カットイン風速未満においてフェザリングを実施すれば影響は低減される」といった一律的かつ短絡的な評価では、実際のリスクを適切に把握することはできない。 実効的な影響低減には、種構成、活動時期、渡りの有無、地形、風況、採餌環境など地域ごとの条件を踏まえた精緻な評価が必要であり、形式的に措置を列挙するだけでは保全効果は担保されない。 このような特性を踏まえると、影響評価は、リアルタイムの活動状況に応じたスマートカーテイルメント（DTBat、TIMR、AudioBat 等）の導入を前提とした調査設計を行わなければならない。これを欠いた評価は、そもそも成立条件を満たしていない。	コウモリ類への影響については、回避・低減を図る観点が重要であると認識しております。その為事後調査を実施し、結果について専門家のご意見を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討いたします。

表 3(12) 環境の保全の見地からの意見 3

No	一般の意見	事業者の見解
28	14. 準備書段階で明示すべき事項 1 準備書段階では、スマートカーテイルメントの導入を前提として、少なくとも以下の事項を具体的に記載すること。なお、これらを記載しない場合は、事業者がスマートカーテイルメントを採用しない、又は採用できない合理的かつ定量的な理由を明確に示すこと。 ・本事業において使用を予定している検知機器（DTBat、TIMR、AudioBat 等）の種類、設置箇所および検知範囲 ・当該機器における検知アルゴリズムの概要 ・当該機器を用いた運転制御ロジック（停止条件、再開条件を含む） これらは単なる参考情報ではなく、影響評価の成立そのものを左右する根幹部分である。「今後検討する」という記載では到底足りず、準備書段階で具体化されていなければ評価の信頼性は認められない。	本事業の調査の結果より、環境保全措置としてカットイン風速未満においてフェザリング実施等の措置を行うことにより、コウモリ類への影響が低減されるものと考えております。 本調査結果および事後調査結果を踏まえ、専門家の助言等を考慮しながら、必要に応じた環境保全措置を検討いたします。
29	15. 準備書段階で明示すべき事項 2 コウモリ類の活動については、ブレード掃引高度を含む調査を必ず実施し、その結果を停止条件および制御手法（DTBat、TIMR、AudioBat 等）に直接反映させる必要がある。 地上付近のみの調査では、実際に衝突が発生する高度帯の活動実態を把握できず、保全措置の設計根拠として不十分である。特に、ブレード掃引域における飛翔頻度、通過時期、時間帯別活動量を把握しなければ、停止条件の妥当性を判断することはできない。 特にコウモリ類のように、制御条件そのものが影響の程度を決定する場合には、調査結果と制御設計（DTBat、TIMR、AudioBat 等）が一体として示されることが不可欠である。 よって、準備書では、単に「保全措置を講じる」と記載するのではなく、調査結果をどのように停止条件へ反映したのか、その論理過程を含めて詳細に示すことを強く求める。	本事業においては、ブレード掃引域を含む飛翔状況を把握するため、高高度自動録音調査等を実施しております。 環境保全措置としてカットイン風速未満においてフェザリング実施等の措置を行うことにより、コウモリ類への影響が低減されるものと考えております。

表 3(13) 環境の保全の見地からの意見 3

No	一般の意見	事業者の見解
30	16. 結論 風力発電施設におけるコウモリ類への影響は強く条件依存적であり、かつ個体群への影響が重大かつ不可逆的となり得る特性を有している。これを踏まえれば、コウモリ類に関しては、従来のような事後対応に依存した評価ではなく、「ノーネットロス」を明確な目標とした予防的な評価を行うべきである。 この目標を達成するためには、DTBat、TIMR、AudioBat 等のリアルタイム制御を前提としたスマートカーテイルメントの導入が不可欠である。これらは追加的な任意措置ではなく、環境影響評価を成立させるための前提条件である。 したがって、これらの制御手法および具体的な運転条件については、準備書段階において明確かつ拘束的に示されなければならない。 仮に、準備書段階において当該目標および制御手法（DTBat、TIMR、AudioBat 等）が具体化されず、「必要に応じて検討する」といった曖昧な記載にとどまるのであれば、「環境影響をできる限り低減する」という環境影響評価の前提自体が成立しない。 その場合、本事業に係る環境影響評価は、信頼性および実効性を著しく欠くものであり、コウモリ類保全の観点から到底容認できない。さらに、そのような不十分な事業に対して再生可能エネルギー賦課金を通じて国民負担を求めることに、社会的正当性は存在しない。	本事業のコウモリ類への事後調査の結果を踏まえ、専門家の助言等も考慮し、必要に応じた環境保全措置を検討いたします。

表 4(1) 環境の保全の見地からの意見 4

No	一般の意見	事業者の見解
31	風車後流、騒音等による健康被害の恐れ及び景観の悪化による住環境は破壊の恐れがあることから本計画の撤回を求めます。	本事業については、環境影響評価手続に基づき、調査、予測及び評価を行い、関係法令や基準との整合を確認するとともに、風車配置の検討等により影響の回避・低減に努めております。 本事業による生活環境への影響については、環境保全上の観点から低減が図られているものと評価しておりますが、引き続き環境保全に十分配慮しながら事業を進めてまいります。
32	■身の回りの景観 「日常的な視点場」として5地点が選ばれています[準備書 表 10-1-7-5(1), (2)]。5地点とも植生に遮られて中景以遠は眺望できないとしていますが、これらの視点場の選択は住民の日常の動線を考慮した最適な視点場とはいえないと思います。吹越烏帽子岳に代表される下北半島の脊梁の山並みは住民にとって慣れ親しんだ故郷の山並みです。その方角に風車が立ち並ぶこととなります。住民にアンケートを取って風車が最もよく見える場所を選定するなど、住民の意見を反映する方法を工夫してください。	ご指摘の「日常的な視点場」については、対象事業実施区域周辺の居住地や公共施設等の分布状況等を考慮して選定いたしました。また、各視点場においては、実際の可視状況を踏まえた予測及び評価を実施しており、風車配置の検討や基数の見直し等により、景観影響の回避・低減に努めております。 これまで住民説明会を実施し、住民の方のご意見を参考としてまいりました。今後も地域の状況やご意見も参考としながら、景観への配慮について適宜見直しを行い、必要に応じて対応を検討します。

表 4(2) 環境の保全の見地からの意見 4

No	一般の意見	事業者の見解
33	■風車後流 (wake) 風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは、Horns rev 1 offshore wind farm で撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンで horns rev wake をキーワードにして検索すれば見ることができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています¹⁾。また、風車後流のコンピュータシミュレーションは YouTube で wind turbine wake で検索すれば見ることができます。 風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量低下や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。それらの研究によれば、風車間隔は一般に主流方向に 10D、横方向に 3D が望ましいとされています (D:ロータ直径) [例えば 2)]。それでは、人間や動物に対する影響はどのようなのでしょうか。乱流が発生するという事は、風車後方では複雑な気圧の変化が存在するはずです。この方面の研究はまだ十分になされていないようです。本事業の風車のロータ直径 (D) は 117m です [準備書表 2-2-9-1]。従って風車から 1.2km の範囲は風車後流の影響を強く受けると考えます。特に、風車後流による気流の乱れは、鳥類の飛翔に直接的な影響を与え、ひいては営巣地の放棄につながる可能性が高いと考えます。 風車後流が動物相に与える影響についての知見の蓄積は不十分であり、精度の高いモデルが存在しません。現行の環境影響評価制度では、風車後流が動物相に与える影響を評価していません。この場所に風車を配置すれば、生態系を攪乱する可能性が非常に高いと考えます。 尚、本事業を実施する場合は、鳥類の営巣に関して供用期間を通して事後調査を実施し、随時結果を公表し、事前評価の結果を必ず検証してください。 1) “Wind Farm Wake: The Horns Rev Photo Case”, Charlotte Bay Hasager, Leif Rasmussen, Alfredo Peña, Leo E. Jensen and Pierre-Elouan Réthoré, https://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rev_Photo_Case 2) 「港湾における風力発電についてー港湾の管理運営との共生のためのマニュアル-ver.1」平成 24 年 6 月 国土交通省港湾局環境省地球環境局 https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf	風車後流について、人の生活環境や鳥類の営巣放棄、生態系攪乱に直接結び付く影響を示した知見は現時点では確認されておらず、本事業の準備書においては、現行の技術指針等に基づき選定した環境影響評価項目について、調査、予測及び評価を実施し、必要な環境保全措置を検討いたしました。 準備書に記載した事後調査の実施結果等を踏まえ、必要に応じた環境保全措置を検討致します。

表 4(3) 環境の保全の見地からの意見 4

No	一般の意見	事業者の見解																																			
34	■ 配慮が特に必要な施設及び住宅等からの離隔距離 風車から 2km 以内にある配慮が特に必要な施設を以下に示します[準備書 表 3-2-5-1, 表 3-2-5-3]。 <table><tr><th>施設名</th><th>対象事業実施区域からの距離</th><th>区分</th></tr><tr><td>横浜小学校</td><td>約 1.9k</td><td>学校</td></tr><tr><td>横浜中学校</td><td>約 1.0km</td><td>学校</td></tr><tr><td>横浜あさひ幼稚園</td><td>約 1.9km</td><td>社会福祉施設</td></tr><tr><td>第二ちどり保育園</td><td>約 1.5km</td><td>社会福祉施設</td></tr><tr><td>菜の花にこにこセンター</td><td>約 1.8km</td><td>社会福祉施設</td></tr><tr><td>横浜町老人福祉センター／横浜町民図書館</td><td>約 1.8km</td><td>社会福祉施設</td></tr><tr><td>特別養護老人ホームなのはな苑</td><td>約 1.7km</td><td>社会福祉施設</td></tr><tr><td>有料老人ホームよこはま</td><td>約 1.8km</td><td>社会福祉施設</td></tr></table> 対象事業実施区域から 2km 以内にある住宅等の戸数を以下に示します。 <table><tr><th>対象事業実施区域からの距離</th><th>住居等の戸数</th></tr><tr><td>0～0.5km 未満</td><td>10</td></tr><tr><td>0.5km～1.0km 未満</td><td>85</td></tr><tr><td>1.0km～2.0km 未満</td><td>763</td></tr></table> これらの施設の利用者や住居等の居住者には騒音、低周波音、超低周波音、風車後流による健康被害が起きる可能性があると考えます。 なお、評価書では住居等の戸数に関して、対象事業実施区域からの距離距離だけではなく、風車からの離隔距離を 500m 単位で記載してください。	施設名	対象事業実施区域からの距離	区分	横浜小学校	約 1.9k	学校	横浜中学校	約 1.0km	学校	横浜あさひ幼稚園	約 1.9km	社会福祉施設	第二ちどり保育園	約 1.5km	社会福祉施設	菜の花にこにこセンター	約 1.8km	社会福祉施設	横浜町老人福祉センター／横浜町民図書館	約 1.8km	社会福祉施設	特別養護老人ホームなのはな苑	約 1.7km	社会福祉施設	有料老人ホームよこはま	約 1.8km	社会福祉施設	対象事業実施区域からの距離	住居等の戸数	0～0.5km 未満	10	0.5km～1.0km 未満	85	1.0km～2.0km 未満	763	騒音及び低周波音については、現行の技術指針等に基づき調査、予測及び評価を実施しており、関係法令や環境基準等との整合を確認するとともに、必要な環境保全措置を検討いたしました。 なお、超低周波音については、環境省の指針等において、風力発電施設から発生する超低周波音は一般に人の知覚閾値を下回ることや、健康影響との明確な関連を示す知見は確認されていないと整理されていることから、通常の可聴周波数範囲の騒音として評価することが適当とされており、本事業においてもこれらの考え方を踏まえ、騒音に係る評価を行っております。
施設名	対象事業実施区域からの距離	区分																																			
横浜小学校	約 1.9k	学校																																			
横浜中学校	約 1.0km	学校																																			
横浜あさひ幼稚園	約 1.9km	社会福祉施設																																			
第二ちどり保育園	約 1.5km	社会福祉施設																																			
菜の花にこにこセンター	約 1.8km	社会福祉施設																																			
横浜町老人福祉センター／横浜町民図書館	約 1.8km	社会福祉施設																																			
特別養護老人ホームなのはな苑	約 1.7km	社会福祉施設																																			
有料老人ホームよこはま	約 1.8km	社会福祉施設																																			
対象事業実施区域からの距離	住居等の戸数																																				
0～0.5km 未満	10																																				
0.5km～1.0km 未満	85																																				
1.0km～2.0km 未満	763																																				

表 4(4) 環境の保全の見地からの意見 4

No	一般の意見	事業者の見解
35	■ 他事業との累積的效果 本事業は周辺の他事業との累積的效果が非常に大きいと考えます[要約書 図 2-28]。特に、(仮称) 横浜町風力発電事業、(仮称) 横浜町洋上風力発電事業、(仮称) 陸奥湾洋上風力発電事業、横浜明神平風力発電所の影響は大きいと考えます。騒音、低周波音、超低周波音、風車の影の評価に当たっては、これらの発電所がフル稼働している場合と全く稼働していない場合の両方を評価してください。景観に関しては、他事業の風車も考慮して評価してください。 なお、準備書には横浜明神平風力発電所 3) の記載がありません。訂正してください。 3)「横浜明神平風力発電所」の営業運転開始について JR 東日本エネルギー開発株式会社 https://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/info/pdf/yokohama_news_202512.pdf	他事業との累積的影響については、準備書 p. 447 から 449 に示すとおり、稼働中の事業及び隣接し工事期間が重複する可能性のある事業を対象として、調査、予測及び評価を実施しております。 評価にあたっては、各事業の稼働条件等に不確実性があることから、一定の前提条件を設定した上で整理を行っております。 なお、評価書の作成にあたっては、引き続き最新の情報を収集してまいります。 ご指摘の横浜明神平風力発電所については、自主環境影響評価として実施されている事業であることから、準備書における整理に反映されておりました。 今後は当該事業の内容について情報収集を行い、累積的影響の観点も含めて、評価書の作成にあたり反映してまいります。

表 5(1) 環境の保全の見地以外の意見

No	一般の意見	事業者の見解
1	コウモリ類について、環境の保全の見地からの意見を以下に述べる。 なお、本意見書の内容については、貴社及び委託先（エヌエス環境株式会社）による恣意的な解釈が生じることを避けるため、要約や順序の変更を行わないよう求める。	頂いたご意見を踏まえ、要約等を行わず全文を掲載いたします。

日刊新聞紙における公告【東奥日報 令和8年4月1日付朝刊】

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「むつ横浜風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 むつ横浜風力開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役 松本 智

事務所の所在地 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

二、対象事業の名称 むつ横浜風力発電事業

原動力の種類 風力(陸上)

発電所の規模 最大三万七千八百キロワット

三、対象事業実施区域 青森県上北郡横浜町字上イタヤノ木、明神平地区他

四、関係地域の範囲 青森県上北郡横浜町

五、縦覧の場所 横浜町役場 一階 町民ホール

時 間 午前九時から午後五時まで(土・日・祝日を除く)

電子縦覧 <http://data.iwd.co.jp/info/mutsuyokohama/>

期 間 令和八年四月一日(水)から
令和八年五月八日(金)まで

六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に設置してあるご意見箱にご投函下さるか、郵送によりお寄せ下さい。

記載事項 氏名及び住所
事業の名称

提出期限 環境の保全の見地からのご意見
提出先 令和八年五月二十二日(金)(当日消印有効)
〒〇三九・三二二二 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前一番地六十 SOUTWAビル 日本風力開発株式会社 宛

※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

七、住民説明会の開催 会場 横浜町ふれあいセンター 青森県上北郡横浜町字三保野五七・八

開催日 令和八年四月十九日(日)

時 間 午後五時から午後六時三十分

八、問い合わせ先 日本風力開発株式会社

電話 〇一七五・七一・一六一七

日刊新聞紙における公告【デーリー東北 令和8年4月1日付朝刊】

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「むつ横浜風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 むつ横浜風力開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役 松本 智

事務所の所在地 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

二、対象事業の名称 むつ横浜風力発電事業

原動力の種類 風力(陸上)

発電所の規模 最大三万七千八百キロワット

三、対象事業実施区域 青森県上北郡横浜町字上イタヤノ木、明神平地区他

四、関係地域の範囲 青森県上北郡横浜町

五、縦覧の場所 横浜町役場 一階 町民ホール

時 間 午前九時から午後五時まで(土・日・祝日を除く)

電子縦覧 <http://data.iwd.co.jp/info/mutsuyokohama/>

期 間 令和八年四月一日(水)から
令和八年五月八日(金)まで

六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に設置してあるご意見箱にご投函下さるか、郵送によりお寄せ下さい。

記載事項 氏名及び住所
事業の名称

提出期限 環境の保全の見地からのご意見
提出先 令和八年五月二十二日(金)(当日消印有効)
〒〇三九・三二二二 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前一番地六十 SOUTWAビル 日本風力開発株式会社 宛

※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

七、住民説明会の開催 会場 横浜町ふれあいセンター 青森県上北郡横浜町字三保野五七・八

開催日 令和八年四月十九日(日)

時 間 午後五時から午後六時三十分

八、問い合わせ先 日本風力開発株式会社

電話 〇一七五・七一・一六一七

17	information	information
◆開催日時 4月18日(土)～5月5日(火) ◆開催場所 十和田市官庁街通り周辺など ◆内容【販売品】 (園芸商品) バンジー・ピオ ラ苗、ネモフィラ、鉢花各種、 観葉植物、山野草など (ハンズ) 福祉施設商品、ド ライフラワーなど 【催事】 ★園芸商品は表示価格より10 %割引 ★園芸商品などを購入された 方に、イベント期間終了後に 使用できる割引券を配布 ※感染症の状況によっては中 止となる場合がございます。 桜の開花に合わせて、十和田 市役所展望テラスの一般開放 と夜桜のライトアップのほか、 各種イベントを開催しま す。4月18日(土)、19日(日)桜 流鏑馬(さくらやぶさめ)、と わだ自慢市、ステージイベン ト 他のイベントや詳細は左記 のQRコードからご覧ください。 ◆お問合せ 十和田奥入瀬観光機構	◆開催日時 令和8年4月18日(土) ◆開催場所 公立ぎんなん斎場直場所およ び大温室周辺 ◆内容【販売品】 (園芸商品) バンジー・ピオ ラ苗、ネモフィラ、鉢花各種、 観葉植物、山野草など (ハンズ) 福祉施設商品、ド ライフラワーなど 【催事】 ★園芸商品は表示価格より10 %割引 ★園芸商品などを購入された 方に、イベント期間終了後に 使用できる割引券を配布 ※感染症の状況によっては中 止となる場合がございます。 ◆お問合せ 上北地方教育・福祉事務組 合 公立ぎんなん斎 場 0176(56)5112 小坂鉦山事務所桜鑑賞につい て	◆開催日時 令和8年4月18日(土) ◆開催場所 小坂鉦山事務所 ◆内容 明治38年に建築された国指 定重要文化財「小坂鉦山事務 所」周辺では、例年4月中旬 ～下旬にかけて桜が見頃を迎 えます。レトロな洋風建築と 淡い桜色が織りなす景観は、 小坂町ならではの春の風景で す。広場からは建物全体と桜 を一望でき、写真撮影スポッ トとしても人気です。 館内見学(有料)とあわせ て、明治期の鉦山の歴史や近 代化産業遺産に触れること で、観光と学びを同時に楽し めます。春の穏やかな陽気の 中、散策や記念撮影におす めのスポットです。 ◆お問合せ 小坂まちづくり株式会社 0186(29)5522
◆開催日時 令和8年4月18日(土)～5 月6日(水・祝) ◆開催場所 野辺地町愛宕公園 ◆内容	◆開催日時 令和8年3月30日(月)から 令和8年4月30日(木)まで (土・祝日を除く) ◆鑑賞場所 横浜町役場1階 ホール ◆鑑賞時間 8時15分から17 時00分まで ○電子鑑賞 鑑賞内容についてはホーム ページでも令和8年4月30日 (木)まで閲覧することができ ます。 ◆お問合せ (株)グリーンパワーインベ ストメント 横浜事務所(担 当)仁平 0175(72)1205 (土・祝日を除く、9時30 分から18時00分まで)	開催期間中・園内常夜燈型 灯籠・提灯点灯 ○4月18日(土)オープニング イベント午前11時より ○4月29日(水・祝)第46回ホ タテ駅伝大会午前9時より ○5月3日(日・祝)～5月5 日(火・祝)2026あたご 2026 午前10時より ※内容は変更になる可能性あ り ◆お問合せ 一般財団法人野辺地町観光 協会 0175(64)9555
◆開催日時 令和8年3月30日(月)から 令和8年4月30日(木)まで (土・祝日を除く) ◆鑑賞場所 横浜町役場1階 ホール ◆鑑賞時間 8時15分から17 時00分まで ○電子鑑賞 鑑賞内容についてはホーム ページでも令和8年4月30日 (木)まで閲覧することができ ます。 ◆お問合せ (株)グリーンパワーインベ ストメント 横浜事務所(担 当)仁平 0175(72)1205 (土・祝日を除く、9時30 分から18時00分まで)	◆開催日時 令和8年3月30日(月)から 令和8年4月30日(木)まで (土・祝日を除く) ◆鑑賞場所 横浜町役場1階 ホール ◆鑑賞時間 8時15分から17 時00分まで ○電子鑑賞 鑑賞内容についてはホーム ページでも令和8年4月30日 (木)まで閲覧することができ ます。 ◆お問合せ (株)グリーンパワーインベ ストメント 横浜事務所(担 当)仁平 0175(72)1205 (土・祝日を除く、9時30 分から18時00分まで)	◆開催日時 令和8年3月30日(月)から 令和8年4月30日(木)まで (土・祝日を除く) ◆鑑賞場所 横浜町役場1階 ホール ◆鑑賞時間 8時15分から17 時00分まで ○電子鑑賞 鑑賞内容についてはホーム ページでも令和8年4月30日 (木)まで閲覧することができ ます。 ◆お問合せ (株)グリーンパワーインベ ストメント 横浜事務所(担 当)仁平 0175(72)1205 (土・祝日を除く、9時30 分から18時00分まで)
◆開催日時 令和8年3月30日(月)から 令和8年4月30日(木)まで (土・祝日を除く) ◆鑑賞場所 横浜町役場1階 ホール ◆鑑賞時間 8時15分から17 時00分まで ○電子鑑賞 鑑賞内容についてはホーム ページでも令和8年4月30日 (木)まで閲覧することができ ます。 ◆お問合せ (株)グリーンパワーインベ ストメント 横浜事務所(担 当)仁平 0175(72)1205 (土・祝日を除く、9時30 分から18時00分まで)	◆開催日時 令和8年3月30日(月)から 令和8年4月30日(木)まで (土・祝日を除く) ◆鑑賞場所 横浜町役場1階 ホール ◆鑑賞時間 8時15分から17 時00分まで ○電子鑑賞 鑑賞内容についてはホーム ページでも令和8年4月30日 (木)まで閲覧することができ ます。 ◆お問合せ (株)グリーンパワーインベ ストメント 横浜事務所(担 当)仁平 0175(72)1205 (土・祝日を除く、9時30 分から18時00分まで)	◆開催日時 令和8年3月30日(月)から 令和8年4月30日(木)まで (土・祝日を除く) ◆鑑賞場所 横浜町役場1階 ホール ◆鑑賞時間 8時15分から17 時00分まで ○電子鑑賞 鑑賞内容についてはホーム ページでも令和8年4月30日 (木)まで閲覧することができ ます。 ◆お問合せ (株)グリーンパワーインベ ストメント 横浜事務所(担 当)仁平 0175(72)1205 (土・祝日を除く、9時30 分から18時00分まで)

ウェブサイトへの掲載【日本風力開発株式会社のホームページ】



「むつ横浜風力発電事業 環境影響評価準備書」の公表について

2026年4月1日

むつ横浜風力開発株式会社

環境影響評価法第14条第1項の規定に基づき、むつ横浜風力発電事業環境影響評価準備書（以下「準備書」という）並びに同準備書の要約書（以下「要約書」という）を作成しましたので、同法第16条の規定に基づき公表します。

縦覧について

縦覧期間	2026年4月1日（水）から2026年5月8日（金） 開庁時（土日・祝日を除く）
縦覧場所	横浜町役場 一階ホール

住民説明会について

場所・日時

1. 横浜町ふれあいセンター（青森県上北郡横浜町字三保野57-8）
2026年4月19日（日）17時から

※住民説明会参加の際は、受付において名簿への記入（住所／氏名／連絡先（電話番号））にご協力をお願いします。
ご協力いただけない場合は参加をお断りすることがございます。

意見書の提出について

意見書提出方法	縦覧場所に設置の意見書箱へ投函いただくか、下記問い合わせ先へご郵送ください
意見募集期間	2026年4月1日（水）から2026年5月22日（金）
意見書様式	ご意見用紙のダウンロードはこちら

準備書の内容

- [表紙と目次](#)
- 第1章 [事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- 第2章 [対象事業の目的及び内容](#)
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

ウェブサイトへの掲載【日本風力開発株式会社のホームページ】

- 3.1 [自然的状況](#)
- 3.2 [社会的状況](#)
- 第4章 [計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)
- 第5章 [配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)
- 第6章 [方法書についての意見と事業者の見解](#)
- 第7章 [方法書に対する経済産業大臣の勧告](#)
- 第8章 [環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
- 第9章 [環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言](#)
- 第10章 環境影響評価の結果
 - 10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
 - 10.1.1 [大気環境](#)
 - 10.1.2 [水環境](#)
 - 10.1.3 [その他の環境](#)
 - 10.1.4 [動物](#)
 - 10.1.5 [植物](#)
 - 10.1.6 [生態系](#)
 - 10.1.7 [景観](#)
 - 10.1.8 [人と自然との触れ合いの活動の場](#)
 - 10.1.9 [廃棄物等](#)
 - 10.2 [準備書段階における専門家等の助言の内容について](#)
 - 10.3 [環境保全のための措置](#)
 - 10.4 [事後調査](#)
 - 10.5 [環境影響の総合的な評価](#)
- 第11章 [環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- 第12章 [その他環境省令で定める事項](#)
- [資料編](#)
- [準備書（要約書）](#)
- [ご意見用紙のダウンロードはこちら](#)

お問い合わせ先

むつ横浜風力開発株式会社

担当	姥澤
住所	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字家ノ前1番地60 SOUWAビル
電話	0175-71-1617
営業時間	平日9：30～17：30（土・日・祝日を除く）

※なお、印刷及びダウンロードはできません。

- 準備書の著作権は事業者等が所有しています。
- 「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

ウェブサイトへの掲載【横浜町のホームページ】


横浜町
YOKOHAMA TOWN

[組織から探す](#)
[サイトマップ](#)

 **ホーム**
Home

 **くらし**
Living

 **観光・産業**
Tourism/Industry

 **防災**
Disaster prevention

 **行政**
Administration

 **議会**
Parliament

 **原子力**
Nuclear power

 **教育**
Education

現在位置: ホーム > くらし > 生活・環境 > 新エネルギー > 「むつ横浜風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について

くらし

- 戸籍・住民登録・証明
- 医療・年金
- 健康
- 福祉
- 税金
- 生活・環境**
 - ごみ
 - 木の登録・狂木廃棄物注射
 - ハチの巣について
 - 指名願い
 - 上下水道
 - 住宅
 - 道路
 - 交通安全・防犯
 - 交通
 - 新エネルギー**
 - 大規模造成地について
 - 男女共同参画
 - 公害
 - 消費者行政
 - 光通信
 - リサイクル
 - その他
 - 移住・定住
- 空家
- お知らせ情報一覧

「むつ横浜風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について

「むつ横浜風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について

環境影響評価法に基づき、環境影響評価準備書を次の通り縦覧いたします。

- 事業者の名称・所在地
 事業者の名称：むつ横浜風力開発株式会社
 代表者の氏名：代表取締役 松本 晋
 所在地：東京都千代田区麹町三丁目2番5号
- 対象事業の名称、種類及び規模
 対象事業の名称：むつ横浜風力発電事業
 原動力の種類：風力（陸上）
 発電所の規模：最大37,800kW
- 対象事業実施区域
 青森県上北郡横浜町上イタヤノ木、明神平地区 他
- 関係地域の範囲
 青森県上北郡横浜町
- 環境影響評価準備書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間
 縦覧の場所：横浜町役場 一階ホール
 期間：令和8年4月1日（水）から令和8年5月8日（金）まで
 時間：開庁時間（土・日・祝日を除く）
 電子縦覧：<http://data.jwd.co.jp/info/mutsuyokohama/>
- 問い合わせ先
 むつ横浜風力開発株式会社（担当：蛭澤）
 住所：〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字家ノ前1番地60 SOUWAビル
 電話：0175-71-1617
 営業時間：平日9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

このページの情報発信部門

横浜町 企画財政課
 住所：青森県上北郡横浜町寺下35番地 電話番号：0175-78-2111 ファックス：0175-78-2118
 ☐ [メールでのお問い合わせ](#)
 この組織からさがす： [企画財政課](#)

登録日：2026年4月3日 / 更新日：2026年4月3日

このカテゴリー内の他のページ

- 「下北風力発電事業 環境影響評価書」の縦覧について
- 「むつ横浜風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧について
- エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の評価報告書の公表について
- 横浜町小規模風力発電施設建設に関するガイドラインについて
- その他の情報


横浜町
YOKOHAMA TOWN

〒039-4145 青森県上北郡横浜町寺下35番地
 電話番号：0175-78-2111（代表）
 FAX番号：0175-78-2118

お問い合わせはこちら

ウェブサイトへの掲載【青森県のホームページ】



現在の位置：ホーム > 組織でさがす > 環境エネルギー部 > 自然保護課 > むつ横浜風力発電事業（環境影響評価手続状況）

関連分野：[環境・エコ](#)

更新日付：2026年4月1日 [自然保護課](#)

むつ横浜風力発電事業（環境影響評価手続状況）

事業名	むつ横浜風力発電事業
事業者	むつ横浜風力開発株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力：37,800kW
事業実施区域	上北郡横浜町字イタヤノ木、明神平地区 他
関係地域	横浜町
配慮書	公告：平成30年2月26日 縦覧：平成30年2月27日～3月28日 （縦覧場所）横浜町役場1階ホール、むつ市役所企画調整課 審査会意見：平成30年5月14日（内容はこちらです） 知事意見：平成30年5月24日（内容はこちらです）
方法書	縦覧：平成30年7月31日～平成30年8月30日 説明会の開催： 平成30年8月25日 横浜町ふれあいセンター 平成30年8月26日 中野沢町内会集会所 住民意見の概要：平成30年10月10日（内容はこちらです） 審査会意見：平成30年11月9日（内容はこちらです） 知事意見：平成30年11月27日（内容はこちらです）
準備書	公告：令和8年4月1日 縦覧：令和8年4月1日～5月8日 （縦覧場所）横浜町役場1階 町民ホール （電子縦覧）事業者ホームページ https:// data.jwd.co.jp/info/mutsuyokohama/ 説明会の開催：令和8年4月19日 横浜町ふれあいセンター 住民等意見の概要： 審査会意見： 知事意見：
評価書	公告・縦覧：
事後調査等報告書	公告・縦覧：

住民説明会及び縦覧のお知らせ

むつ横浜風力発電事業 環境影響評価準備書

住民説明会および縦覧のお知らせ

「環境影響評価法」に基づき、むつ横浜風力発電事業に係る環境影響評価準備書について、住民説明会の開催および準備書の縦覧を行います。

【住民説明会について】

日時：令和 8 年 4 月 19 日（日）

時間：午後 5 時から午後 6 時 30 分まで

会場：横浜町ふれあいセンター

（青森県上北郡横浜町字三保野 57-8）

本説明会では、環境影響評価準備書の内容についてご説明します。

事前申込みは不要で、どなたでもご参加いただけます。

なお、下記の場所・期間にて、上記準備書の縦覧を行っております。

縦覧場所：横浜町役場 1 階 町民ホール

（土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

電子縦覧：<http://data.jwd.co.jp/info/mutsuyokohama/>

※電子縦覧は、インターネットからもご覧いただけます。

縦覧期間：令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 5 月 8 日（金）まで

【お問い合わせ先】

事業者名：むつ横浜風力開発株式会社

所在地：〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前 1 番地 60 SOUWA ビル

電話：0175-71-1617

担当：日本風力開発株式会社 蛭澤

ご意見記入用紙

「むつ横浜風力発電事業 環境影響評価準備書」

ご意見用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。